



[2025年度以降]各種資格認定に必要な症例数・単位数 一覧表

[単位表 2019年以前に取得した単位はこちら \(PDF\)](#)

[単位表 2020年以降に取得した単位はこちら \(PDF\)](#)

※申請要件は以下の内容に加えて必ず資格ごとの案内ページ・内規も併せてご確認ください。

更新日 : 2025年06月25日

2025年12月22日

<日本麻酔科学会認定制度>

資格名	項目	提出必要書類	単位	試験
認定医	新規	<職務経歴・麻醉経歴> 医師免許取得後から申請現在まで（Web申請を行った日まで）の経歴書 ※医師免許取得後10年以上経過している場合は、直近10年分 <臨床実績報告書> 医師免許取得後から申請現在までの期間で、認定病院で行った手術における麻醉管理症例24ヶ月分の臨床実績報告書 <在籍証明書> 提出不要 <標榜許可証> ※E 書類申請締切日までに交付された標榜許可証のコピー	単位不要	なし
	更新	<職務経歴・麻醉経歴> 申請する年の5年前の4月1日から申請する年の3月31日までの経歴書 <臨床実績報告書> 提出不要 <在籍証明書> 提出不要	4単位 ※A 単位表 2020年以降に取得した単位はこちら (PDF) に掲げる 項番29、31、32の参加実績で満たすこと	なし
	再認定	<職務経歴・麻醉経歴> 申請する年の5年前の4月1日から申請現在まで（Web申請を行った日まで）の経歴書 <臨床実績報告書> 提出不要 <在籍証明書> 提出不要	4単位 ※D 単位表 2020年以降に取得した単位はこちら (PDF) に掲げる 項番29、31、32の参加実績で満たすこと	なし
資格名	項目	提出必要書類	単位	試験
指導医	新規	<職務経歴・麻醉経歴> 申請する年の5年前の4月1日から申請する年の3月31日までの経歴書 <臨床実績報告書> ③の要件で申請する場合のみ提出必要 申請する年の5年前の4月1日から申請年の3月31日までの期間で 指導症例500例分の臨床実績報告書を提出 ※B 右記の1）、2）、4）の要件で申請する場合、臨床実績報告書の提出は不要 <在籍証明書> 提出不要	下記1)～4)のいずれかを満たすこと ※A 【正会員】 1) 学術集会参加実績 12単位 ※C 2) 学術集会参加実績 8単位 ※C + 発表・査読実績 3.5単位 3) 学術集会参加実績 8単位 ※C + 指導実績 (500例以上) 【名誉会員・施設長】 4) 学術集会参加実績 8単位 ※C	なし
	更新			

【必要症例・単位数における注意点】

※A	有効単位期間は、書類審査を申請する年の5年前の4月1日から申請する年の3月31日です。例 2025年に申請する場合は、2020/4/1～2025/3/31の5年間に取得した単位が算定可能です。
※B	日本麻酔科学会認定麻醉科指導医(麻醉科指導医)に関する内規 第5条3号の要件で申請を行う場合に提出すること（第5条3号以外の要件で申請する場合、臨床実績報告書の提出は不要です）
※C	この法人の年次学術集会に1回以上出席して取得した単位を含んでいる必要があります。 また、 単位表 2020年以降に取得した単位はこちら (PDF) に掲げる日本麻酔科学会主催(項番29、31、32、34)の参加、ならびに単位表7ページの【別紙1】に掲載している麻酔関連学会の集会参加実績が加算可能です。
※D	申請する年の5年前の4月1日から申請する年の3月31日までの間に（ただし1月1日から3月31日までに申請する場合は、申請する年の6年前の4月1日から申請する前の年の3月31日までの間に）、所定の実績を有していること。
※E	標榜医許可証の認定機関は、厚生労働省（医政局総務課）です。

*****学会専門医は、2023年度で日本麻酔科学会の学会専門医新規、更新、再認定の申請が終了いたしました*****

学会専門医を取得予定であった方、保有している方が機構専門医を取得する場合は、以下の通り申請を行ってください。

資格名	対象者	該当の要件HP
専門医 新規	<学会専門医新規申請を行ったことがある方> ※学会専門医新規申請で科目合格となった方も含む 原則として過去に学会専門医新規申請を行ったことがあり、これまで学会専門医もしくは機構専門医の保有歴が無い方かつ以下の一いずれかの対象者 ・学会専門医旧制度の方 ・2015・2016・2017年度 学会研修プログラム登録者	②-1 学会専門医制度廃止に伴う2024年度以降の機構専門医新規申請について
	以下のいずれかの条件を満たす学会専門医資格喪失者、もしくは機構専門医資格喪失者 ■学会専門医資格喪失者 ・機構専門医の初回移行更新申請の手続きを行わずに喪失した方 ・機構専門医の初回移行更新申請の結果、資格を喪失し、機構専門医再認定申請が可能な期間を超過した方 ■機構専門医資格喪失者 ・機構専門医資格喪失後 5 年以上超過した方（喪失後11年目以降は検討中）	②-2 専門医資格喪失者の機構専門医新規申請について
	<学会専門医新規申請を行ったことがない方>	
	過去に学会専門医もしくは機構専門医の保有歴が無く、学会専門医新規申請履歴が無い方	②-3 学会専門医新規申請履歴がない方の今後の機構専門医新規申請に関する救済措置について
専門医 更新	現在学会専門医の方（学会延長の方も含む） <学会専門医延長が認められた方> 要件を満たせば、延長終了年度まで毎年機構専門医更新申請を行うことが可能です。 次回の更新は、機構専門医更新の要件をご確認ください。	機構専門医 更新申請（学会専門医から機構専門医への移行更新の方） 機構専門医更新申請要件・必要単位
	<学会専門医更新が認められた方> 認定期間の終了年度に機構専門医更新申請を行うことが可能です。 次回の更新は、機構専門医更新の要件をご確認ください。	
専門医 再認定	学会専門医を喪失中の方	
	<過去に学会専門医から機構専門医への移行更新を行った履歴があり学会専門医を喪失した方> 資格喪失後、機構専門医を取得する場合は、機構専門医再認定が可能です。	機構専門医再認定 (3)学会専門医から機構専門医への移行更新で専門医資格を喪失し、機構専門医再認定を受ける方
	<過去に学会専門医から機構専門医への移行更新を行った履歴なく学会専門医を喪失した方> 資格喪失後、機構専門医を取得する場合は、機構専門医新規申請となります。	機構専門医新規認定 ②-2 専門医資格喪失者の機構専門医新規申請について

＜日本専門医機構制度＞

資格名	項目	提出必要書類	単位	試験
<p>新規①</p> <p>＜書類申請対象者＞ 2018年度以降の研修プログラムを修了し、有効な研修修了証明書がある方 (※研修修了証明書の有効期限は研修終了後5年以内)</p> <p>＜職務経歴＞ 医師免許取得後から申請する年の3月31日までの経歴書</p> <p>＜麻醉経歴＞ 研修プログラム開始年の4月1日から申請する年の3月31日までの経歴書 ・研修プログラム中は週3日以上麻醉科関連業務に継続して従事していることが必要</p> <p>＜在籍証明書＞ 不要</p> <p>＜臨床実績報告書＞ 研修プログラム開始年の4月1日から研修プログラム修了日までの臨床実績報告書(年度ごと・施設ごとに1枚作成)※研修プログラムで以下の経験症例数を満たすこと※F ・麻醉科管理症例（局所麻酔を含む） 600例</p> <p>＜経験症例＞ ・小児（6歳未満）の麻酔 25症例 ・帝王切開術の麻酔 10症例 ・心臓血管手術の麻酔（胸部大動脈手術を含む） 25症例 ・胸部外科手術の麻酔 25症例 ・脳神経外科の麻酔 25症例</p> <p>＜研修修了証明書＞ 研修プログラムが修了したら、研修プログラム責任者に署名・捺印を取り付けて提出 週3日以上・4年以上の研修プログラムでの研修が必要</p> <p>＜関連書類＞ 必要経験症例一覧表（機構プログラム認定者用）（PDF） 研修修了証明書（Word）</p>	<2025年度に申請する場合>	合計10単位 ※I	1) 学術集会参加実績 5単位 ※G 2) 学術発表による発表実績 2単位 ※H 3) 専門医共通講習による実績 <必修講習A>各講習1単位、合計3単位 ※J ・AHA-ACLSまたはPALSプロバイダーコースを有効単位期間内に受講していること (受験科目にかかわらず書類申請時に提出必要)	
	<2026年度～2029年度に申請する場合> New!	合計15単位 ※I	1) 学術集会等参加実績 5単位 ※G 2) 学術発表による発表実績 2単位 ※H 3) 専門医共通講習による実績 8単位 (必修講習AとB合わせて8単位) <必修講習A>各講習1単位、合計3単位 ※J <必修講習B>各講習1単位、合計5単位 ※K ・AHA-ACLSまたはPALSプロバイダーコースを有効単位期間内に受講していること (受験科目にかかわらず書類申請時に提出必要)	筆記・口頭・実技 ※研修プログラム4年目以降受験可能 ※書類審査は申請を行う年の3月31日までに研修プログラムを満4年以上修了していることが必要
	<2030年度以降に申請する場合> New!	合計13単位 ※I	1) 学術集会等参加実績 5単位 ※G 2) 専門医共通講習による実績 8単位 (必修講習AとB合わせて8単位) <必修講習A>各講習1単位、合計3単位 ※J <必修講習B>各講習1単位、合計5単位 ※K ◆単位とは別に以下の①②を申請条件の一部とする ※プログラム開始年は問わず専門医資格を過去取得したことがない新規申請者全員一律で適用 ①筆頭著書の論文による発表（必須） ②学術発表による発表実績（組み合わせにより1～3回） ※筆頭演者のみ認められる 詳細は、 機構専門医新規申請 必要単位条件の改定について を参照 ・AHA-ACLSまたはPALSプロバイダーコースを有効単位期間内に受講していること (受験科目にかかわらず書類申請時に提出必要)	
資格名	項目	対象者	詳細HP	試験
<p>新規②-1</p> <p>＜書類申請対象者＞ 原則として過去に学会専門医新規申請を行ったことがあり、学会専門医・機構専門医の保有歴が無い方（学会専門医旧制度、2015・2016・2017年度研修プログラム登録者）</p> <p>新規②-2</p> <p>＜書類申請対象者＞ 以下のいずれかの条件を満たす学会専門医資格喪失者、もしくは機構専門医資格喪失者 ■学会専門医資格喪失者 ・機構専門医の初回移行更新申請の手続きを行わずに喪失した方 ・機構専門医の初回移行更新申請の結果、資格を喪失し、機構専門医再認定申請が可能な期間を超過した方 ■機構専門医資格喪失者 ・機構専門医資格喪失後5年以上超過した方（喪失後11年目以降は検討中）</p> <p>新規②-3</p> <p>＜書類申請対象者＞ 過去に学会専門医もしくは機構専門医の保有歴が無く、学会専門医新規申請履歴が無い方</p>	②-1 学会専門医制度廃止に伴う2024年度以降の機構専門医新規申請について	筆記・口頭・実技 ※書類申請と受験申請は同時申込となり、試験は書類審査に合格した方のみ受験可能です。		
資格名	項目	提出必要書類 等	単位	試験
<p>更新</p> <p>＜書類申請対象者＞ 専門医資格の認定期間が終了する年度に引き続き機構専門医資格の継続を希望する者。 学会専門医延長保有者。</p> <p>＜職務経歴・麻醉経歴＞ 申請する年の5年前の4月1日から申請する年の3月31日までの経歴書 ※機構専門医取得後、ひきつづき同一施設で週3日以上麻醉科関連業務に継続して従事していることが必要</p> <p>＜臨床実績報告書＞ 申請する年の5年前の4月1日から申請年の3月31日までの臨床実績報告書</p> <p>＜在籍証明書＞ 在籍する施設が発行日時点で同一施設週3日以上の在籍であることを証明する証明書 発行日：申請する年の8月1日～10月31日までの間 　　＜関連書類＞ 　　・在籍証明書（ひな形） 　　・認定申請制度に関するQ&A</p> <p>＜学会専門医更新が認められた方＞ 認定期間の終了年度に機構専門医更新申請を行うことが可能です。</p> <p>＜学会専門医延長が認められた方＞ 要件を満たした年度に毎年機構専門医更新申請を行うことが可能です。</p>	<2025年度に申請する場合>	合計50単位 ※I	所定の実績1)～4)の必須単位を含む合計50単位が必要です 1) 診療実績 最小5単位必須（最大10単位） 2) 専門医共通講習 3単位必須（最大10単位） <必修講習A>各講習1単位、合計3単位必須 ※J 3) 麻酔科領域講習 最小15単位必須 (うち10単位は日本麻酔科学会主催の領域講習の受講が必要・上限なし) 4) 学術業績・診療以外の活動実績 最小6単位必須（上限なし）※L	なし
	<2026年度以降に申請する場合> New!	合計50単位 ※I	所定の実績1)～4)の必須単位を含む合計50単位が必要です 1) 診療実績 最小5単位必須（最大10単位） 2) 専門医共通講習（8単位必須、最大10単位） <必修講習A>各講習1単位、合計3単位必須 ※J <必修講習B>各講習1単位、合計5単位必須 ※K 3) 麻酔科領域講習 最小15単位必須 (うち10単位は日本麻酔科学会主催の領域講習の受講が必要・上限なし) 4) 学術業績・診療以外の活動実績 最小6単位必須（上限なし）※L ※単位の移行措置期間は、2023年度で終了しました。 有効単位期間は、※Iをご確認ください	

【必要症例・単位数における注意点】

※F	①研修プログラム必要経験症例のカウント：1症例につき、担当医1名のみカウント可能です。小児と心臓は1症例につき2名までカウント可能です。（指導症例はカウントできません） ②初期研修の取り扱いについて（研修プログラム） 初期研修中に認定病院において専門研修指導医が指導した経験症例を含めることができます（期間は含まれません） 2019年度以降に研修プログラムを開始した専攻医について、心臓血管手術の麻酔症例は25例のうち人工心肺装置を使用した心臓大血管手術および心拍動下冠動脈バイパス術（OPCAB）の麻酔症例を必ず15例以上経験することとし、その他の心臓大血管手術症例を含めることができます 参考： 必要経験症例の定義（特殊症例の定義）（PDF）
※G	『(公社)日本麻酔科学会年次学術集会』への参加実績1回以上を含み、必要単位を満たすこと
※H	『(公社)日本麻酔科学会が主催する学術集会での発表』あるいは『Journal of Anesthesia』『JA Clinical Reports』または「麻酔」への発表による発表実績1単位以上を含み、必要単位を満たすこと
※I	有効単位期間は、書類審査を申請する年の5年前の4月1日から申請する年の3月31日です。例 2025年に申請する場合は、2020/4/1～2025/3/31の5年間に有効単位期間です
※J	必修講習 A（各講習1単位以上、合計3単位必須） 医療安全講習会、感染対策講習会、医療倫理講習会をそれぞれ1単位ずつ受講してください（e-learningでの受講も可・1回の講習で60分1単位）
※K	必修講習 B（各講習1単位以上、合計5単位必須） 医療法制講習会、地域医療講習会、医療福祉制度講習会、医療経済講習会、両立支援講習会をそれぞれ1単位ずつ受講してください（e-learningでの受講・1回の講習で60分1単位）
※L	※最小6単位必須は日本麻酔科学会年次学術集会1回を含む学術集会参加単位で取得すること 学術集会への参加は6単位を超えてカウントできません。

<日本専門医機構制度>

資格名	項目	対象者・提出書類・申請方法など	備考
機構専門医	休止申請	<p>詳細HP⇒(1) 機構専門医休止申請を行い、機構専門医再認定を受ける方</p> <p><対象者> 機構専門医を保有しており、更新申請する年の5年前の4月1日から申請する年の3月31日までの間に53週以上非従事期間がある方 例:更新申請する年が2025年度の場合、2020/4/1～2025/3/31 ※休止申請は学会専門医から機構専門医への移行更新の方は対象外</p> <p><職務経歴・麻醉経歴・臨床実績報告書・在籍証明書> 提出不要 <単位> 不要 <審査料> 不要</p>	<p><申請方法> 休止申請は、機構専門医更新申請の申請期間（毎年9月1日～10月21日書類は10月31日当日消印有効）にWeb申請の上、以下の書類を郵送してください</p> <ul style="list-style-type: none"> ・麻醉関連業務非従事期間報告書 (word) ・非従事期間を証明する書類 (産休(育休)であれば、母子手帳のコピー、病気療養であれば、診断書コピー等) <p>※機構専門医更新申請と重複して休止申請はできませんのでご注意ください。</p>

<日本専門医機構制度> ※再認定は「試験あり」「試験なし」で申請時期が異なります。詳細は「[機構専門医再認定HP](#)」をご確認ください。

※項目にあるアルファベットは、[認定申請制度に関するQ&A NEW \(2025年5月1日更新\)](#) の11ページにある 申請パターンA～E です。

申請する資格名	項目	対象者	試験	単位	従事要件	提出書類
機構専門医						
再認定	A	機構専門医喪失後の機構専門医再認定申請（休止申請のない場合） 詳細HP⇒(2) 機構専門医資格取得後、機構専門医資格を喪失したときを対象にしたご案内				
		資格喪失後2年以内	試験なし	<有効単位期間> 申請する年の5年前の4月1日 から申請する年の3月31日の間 <必要単位> 機構専門医更新で必要な50単位+喪失後1年につき、共通講習1単位・領域講習4単位の取得	直近認定日の1年前の4月1日から再認定申請する年の3月31日までの間に、継続して単一施設週3日以上の麻醉科関連業務従事（通算4年以上）、加えて申請する年の8月1日から申請する年の10月31日までに発行された単一施設週3日の従事が記載された在籍証明書の提出が必要	<職務経歴・麻醉経歴・臨床実績> 直近認定日の1年前の4月1日 から再認定申請する年の3月31日までの経歴書 <在籍証明書> 試験なしの場合：申請する年の8月1日～10月31日までの間に発行されたもの 試験ありの場合：申請する年の4月1日～6月30日までの間に発行されたもの
		資格喪失後3～4年	試験あり（口頭・実技）	<有効単位期間> 申請する年の5年前の4月1日 から申請する年の3月31日の間 <必要単位> 機構専門医更新で必要な50単位+喪失後1年につき、共通講習1単位・領域講習4単位の取得、および喪失後、 年次学術集会の参加1回 が必要	直近認定日の1年前の4月1日から再認定申請する年の3月31日までの間に、継続して単一施設週3日以上の麻醉科関連業務従事（通算4年以上）、加えて申請する年の4月1日から申請する年の6月30日までに発行された単一施設週3日の従事が記載された在籍証明書の提出が必要	
		資格喪失後5～10年以内	試験あり（筆記・口頭・実技）	②-2 専門医資格喪失者の機構専門医新規申請について の要件で申請 ※ (研修プログラム修了不要)		
再認定	B	資格喪失後11年以降	審査会による審議			
		機構専門医喪失後の機構専門医再認定申請（休止申請の場合） 詳細HP⇒(1) 機構専門医休止期間を取得したときを対象にしたご案内				
		休止期間（4年以内）	試験なし	<有効単位期間> 直近認定日の1年前の4月1日 から申請する年の3月31日の間 <必要単位> 機構専門医更新で必要な50単位+喪失後1年につき、共通講習1単位・領域講習4単位の取得が必要	直近認定日の1年前の4月1日から再認定申請する年の3月31日までの間に、継続して単一施設週3日以上の麻醉科関連業務従事（通算4年以上）、加えて申請する年の8月1日から申請する年の10月31日までに発行された単一施設週3日の従事が記載された在籍証明書の提出が必要	<職務経歴・麻醉経歴・臨床実績> 直近認定日の1年前の4月1日 から再認定申請する年の3月31日までの経歴書 <在籍証明書> 申請する年の8月1日～10月31日までの間に発行されたもの
再認定（または新規）	C	学会専門医から機構専門医への移行更新を行い、「学会専門医延長」あるいは「学会専門医更新」で認められた後、専門医資格を喪失した方 詳細HP⇒(3) 学会専門医から機構専門医の移行更新審査の結果学会専門医資格を喪失したときを対象にしたご案内				
		資格喪失後4年以内	試験なし	<有効単位期間> 申請する年の5年前の4月1日 申請する年の3月31日の間 <必要単位> 機構専門医更新で必要な50単位+喪失後1年につき、共通講習1単位・領域講習4単位の取得が必要	申請する年の5年前の4月1日から再認定申請する年の3月31日までの間に、継続して週3日以上の麻醉科関連業務従事（通算4年以上）、加えて申請する年の8月1日から申請する年の10月31日までに発行された単一施設週3日の従事が記載された在籍証明書の提出が必要	<職務経歴・麻醉経歴・臨床実績> 申請する年の5年前の4月1日 から再認定申請する年の3月31日までの経歴書 <在籍証明書> 申請する年の8月1日～10月31日までの間に発行されたもの
		資格喪失後5年以降	試験あり（筆記・口頭・実技）	②-2 専門医資格喪失者の機構専門医新規申請について の要件で機構専門医新規申請 ※研修プログラム修了不要		
	D	学会専門医から機構専門医への移行更新を行い、「学会専門医延長」あるいは「学会専門医更新」で認められずに専門医資格を喪失した方 詳細HP⇒(3) 学会専門医から機構専門医の移行更新審査の結果学会専門医資格を喪失したときを対象にしたご案内				
		資格喪失後4年以内	試験なし	<有効単位期間> 申請する年の5年前の4月1日 から申請する年の3月31日の間 <必要単位> 機構専門医更新で必要な50単位+喪失後1年につき、共通講習1単位・領域講習4単位の取得が必要	申請する年の5年前の4月1日から再認定申請する年の3月31日までの間に、継続して週3日以上の麻醉科関連業務従事（通算4年以上）、加えて申請する年の8月1日から申請する年の10月31日までに発行された単一施設週3日の従事が記載された在籍証明書の提出が必要	<職務経歴・麻醉経歴・臨床実績> 申請する年の5年前の4月1日 から再認定申請する年の3月31日までの経歴書 <在籍証明書> 申請する年の8月1日～10月31日までの間に発行されたもの
		資格喪失後5～6年以内	試験なし	※どちらか選択できる ※機構専門医再認定 ※機構専門医新規②-2		
	E	資格喪失後7年以降	試験あり（筆記・口頭・実技）	②-2 専門医資格喪失者の機構専門医新規申請について の要件で機構専門医新規申請 ※研修プログラム修了不要		
		学会専門医喪失中であり、機構専門医への更新を一度も行っていない方		②-2 専門医資格喪失者の機構専門医新規申請について の要件で機構専門医新規申請 ※研修プログラム修了不要		
再認定申請不可。機構専門医新規申請となる				②-2 専門医資格喪失者の機構専門医新規申請について の要件で機構専門医新規申請 ※研修プログラム修了不要		